



福岡県医発第 156 号 (地)

平成18年3月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
福岡県産業医学協議会
会長 竹 嶋 康 弘



有害物ばく露作業報告書の提出について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律につきましては、平成18年3月17日付け福産医発第151号にて通知いたしておりましたが、本通知は、「10. 有害物ばく露作業報告の創設」により、厚生労働大臣が定める化学物質等を一定量異常取り扱う事業場においては、労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしく願います。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂

日医発第1123号(地Ⅱ229)

平成18年3月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

有害物ばく露作業報告書の提出について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、有害物ばく露作業報告書の提出について、本職あてに別紙のとおり周知・協力方依頼がなされました。

本件は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）が改正され、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられ、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号）により、ばく露作業報告の対象となる物等が公表されました。本報告制度により、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会に対して周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

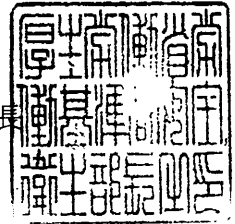


基安発第 0322002 号

平成 18 年 3 月 22 日

(社) 日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



有害物ばく露作業報告書の提出について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）が改正され、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられるとともに、「労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）により有害物ばく露作業報告の対象となる物等が公表されました。

本報告制度は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な制度です。

つきましては、本制度の趣旨を御理解のうえ、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に提出がなされるようよろしくお願いいたします。

記

1 制度の概要

事業者は、有害物ばく露作業報告の対象として厚生労働大臣が定める物を製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場毎に有害物ばく露作業報告書（労働安全衛生規則様式第 21 号の 7）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

平成 18 年度の報告の対象となる物は次の 5 物質であること。

- (1) エピクロロヒドリン（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 9 第 88 号）

- (2) 塩化ベンジル（令別表第9第102号）
- (3) 1,3-ブタジエン（令別表第9第474号）
- (4) ホルムアルデヒド（令別表第9第546号）
- (5) 硫酸ジエチル（令別表第9第613号）

3 対象事業場等

- (1) 事業者は、その年の前年4月1日からその年の3月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った2の(1)から(5)までに掲げる物（以下「対象化学物質」という。）の量がそれぞれ500キログラム以上になったときは、有害物ばく露作業報告書の提出を行わなければならないこと。

なお、当該事業場において製造し、又は取り扱った対象化学物質の量がそれぞれ500キログラム以上になった場合であっても、対象化学物質のガス、蒸気又は粉じんにはばく露する作業が全くない場合には有害物ばく露作業報告書の提出の必要はないこと。

- (2) 有害物ばく露作業報告書の提出は、対象化学物質を重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う場合における当該製剤その他の物に含有される対象化学物質の量が500キログラム以上となったときにも必要となるものであること。

なお、複数の対象化学物質の製造又は取扱いの作業を行っている場合においては、対象化学物質ごとにそれぞれ500キログラム以上となったとき、有害物ばく露作業報告書の提出が必要となること。

- (3) 告示第2条ただし書の「当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるとき」とは、有害物ばく露作業報告書の記入欄の「用途」、「ばく露作業の種類」及び「換気設備の設置状況」に変化がなく、「ばく露作業報告対象物の量」、「ばく露作業従事労働者数」及び「ばく露作業への従事時間/月」に大きな変化がないときをいうものであること。

なお、製造し、又は取り扱った対象化学物質の量が500キログラム未満であった事業場において、翌年度に500キログラム以上となるに至った場合には有害物ばく露作業報告書を提出する必要があること。

4 報告の期日等

その年の前年4月1日からその年の3月31日までの間における製造又は取扱いに係る有害物ばく露作業報告書の提出は、所轄労働基準監督署長あてに、その年の6月30日までに行わなければならないこと。

ただし、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における対象化学物質の製造又は取扱いに係る有害物ばく露作業報告書の提出については、本年の8月31日までに行わなければならないこと。

○ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) (抜粋)

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ 労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づく告示

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第32号）第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。

- 一 エピクロロヒドリン
- 二 塩化ベンジル
- 三 一・三・ブタジエン
- 四 ホルムアルデヒド
- 五 硫酸ジエチル

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

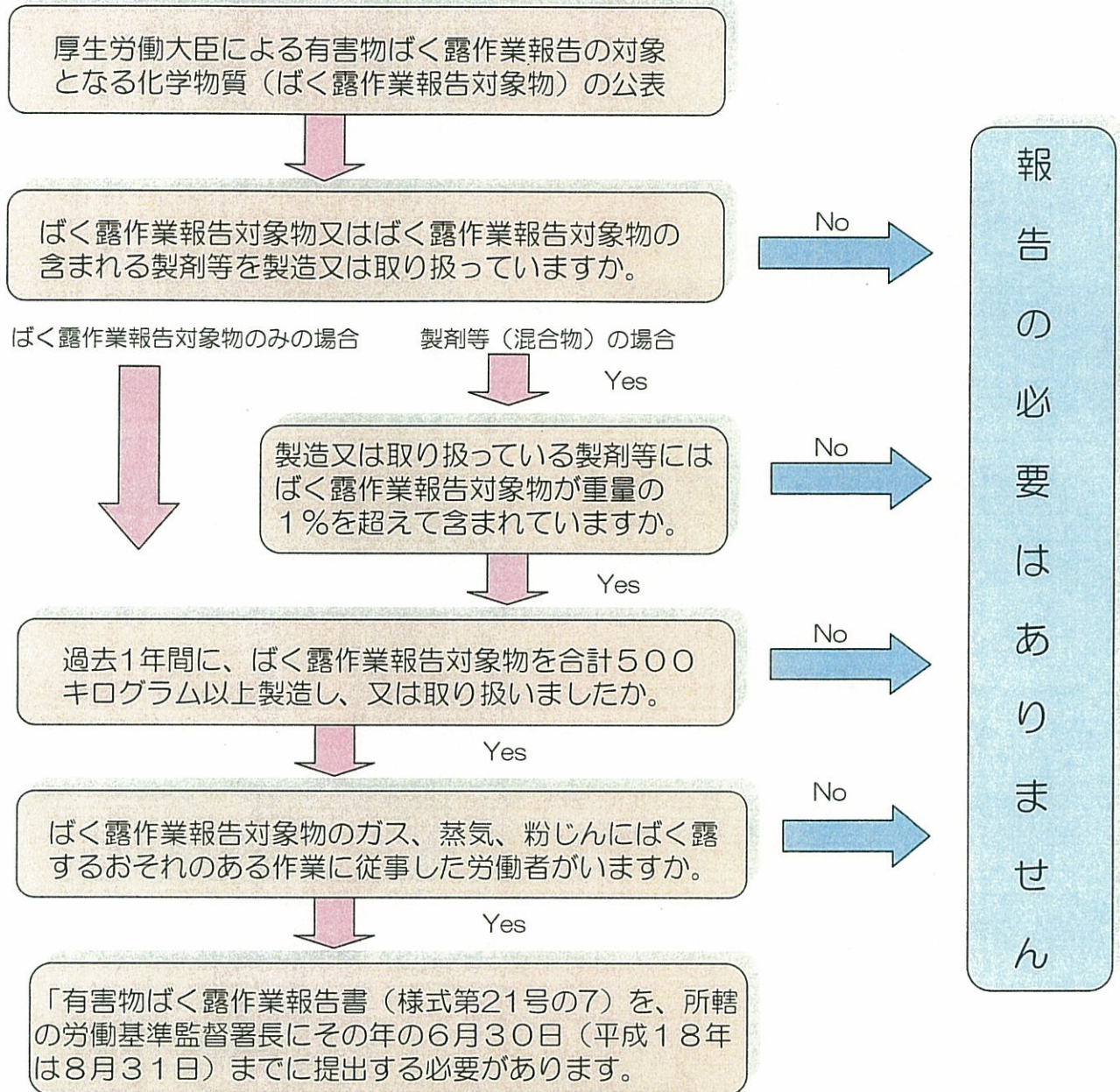
第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量（前条各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。

有害物ばく露作業報告書の書き方

労働安全衛生規則の改正により有害物ばく露作業報告が義務付けられました

[illegible]

有害物ばく露作業報告の進め方



- (注) ・混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量を加えた合計が500キログラム以上になったとき提出する必要があります。
- ・多種類のばく露作業報告対象物を取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となったとき提出する必要があります。
- ・19年度以降においては、報告書に記載する事項が、それまでに提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは提出する必要はありません。

有害物ばく露作業報告対象物（平成18年度）

1	エピクロロヒドリン（労働安全衛生法施行令 別表第9第88号）
2	塩化ベンジル（労働安全衛生法施行令 別表第9第102号）
3	1,3-ブタジエン（労働安全衛生法施行令 別表第9第474号）
4	ホルムアルデヒド（労働安全衛生法施行令 別表第9第546号）
5	硫酸ジエチル（労働安全衛生法施行令 別表第9第613号）

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

	物質名 (CAS No)	主な性状	主な有害性	生産量(t)	用途の例
1	エピクロロヒドリン 政令番号第 88 号 (106-89-8)	無色液体 比重 1.2 融点 -57.2℃ 沸点 115.2℃	発がん性(IARC,2A)、 目に対する重篤な損 傷性/刺激性等 0.5ppm	約 11 万トン (平成 15 年)	エポキシ樹脂、合成グリセリン、グリシジルメタ クリレート、界面活性剤、イオン交換樹脂などの 原料、繊維処理剤、溶剤、可塑剤、安定剤、殺 虫殺菌剤、医薬品原料
2	塩化ベンジル 政令番号第 102 号 (100-44-7)	無色液体 比重 1.1 融点 -43.0℃ 沸点 179.3℃	発がん性(IARC,2A)、 目に対する重篤な損 傷性/刺激性等 1ppm	約 1,000 トン ～1 万トン (平成 13 年)	主な用途は中間物、例として有機合成、染料 (マラカイトグリーンローザミン、キノリンレッド、 アリザリンイエローA) 原料、又は中間物(N、N -ジメチルアニリン、m-ジメチルアミノフェノ ール、キナルジン、イソキノリン、ピロガロール 等)、ガソリンの重合体生成防止剤、合成タン ニン、調剤、写真現像薬、香料、塩化ベンザルコ ニウム(殺菌性洗浄剤および柔軟剤)
3	1,3-ブタジエン 政令番号第 474 号 (106-99-0)	気体 比重 0.6 融点 -109℃ 沸点 -4.4℃	発がん性(IARC,2A)、 特定標的臓器/全身毒 性(反復ばく露)等 2ppm	約 100 万トン (平成 12 年)	合成ゴムの原料(SBR、NBR等)、ABS 樹脂、 ナイロン66の原料
4	ホルムアルデヒド 政令番号第 546 号 (50-0-0)	気体 融点 -118℃ 沸点 -19.2℃	発がん性(IARC,1)、 皮膚腐食性/刺激性等 0.3ppm	約 110 万トン (平成 11 年)	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポ リアセタール樹脂原料、界面活性剤、農薬、消 毒剤、防腐剤、その他有機合成原料、脱臭剤
5	硫酸ジエチル 政令番号第 613 号 (64-67-5)	無色液体 比重 1.2 融点 -25℃ 沸点 209℃	発がん性(IARC,2A)、 皮膚腐食性/刺激性等	約 1,000 トン ～1 万トン (平成 13 年)	エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農薬原料 等)、ファインケミカル工業での使用。

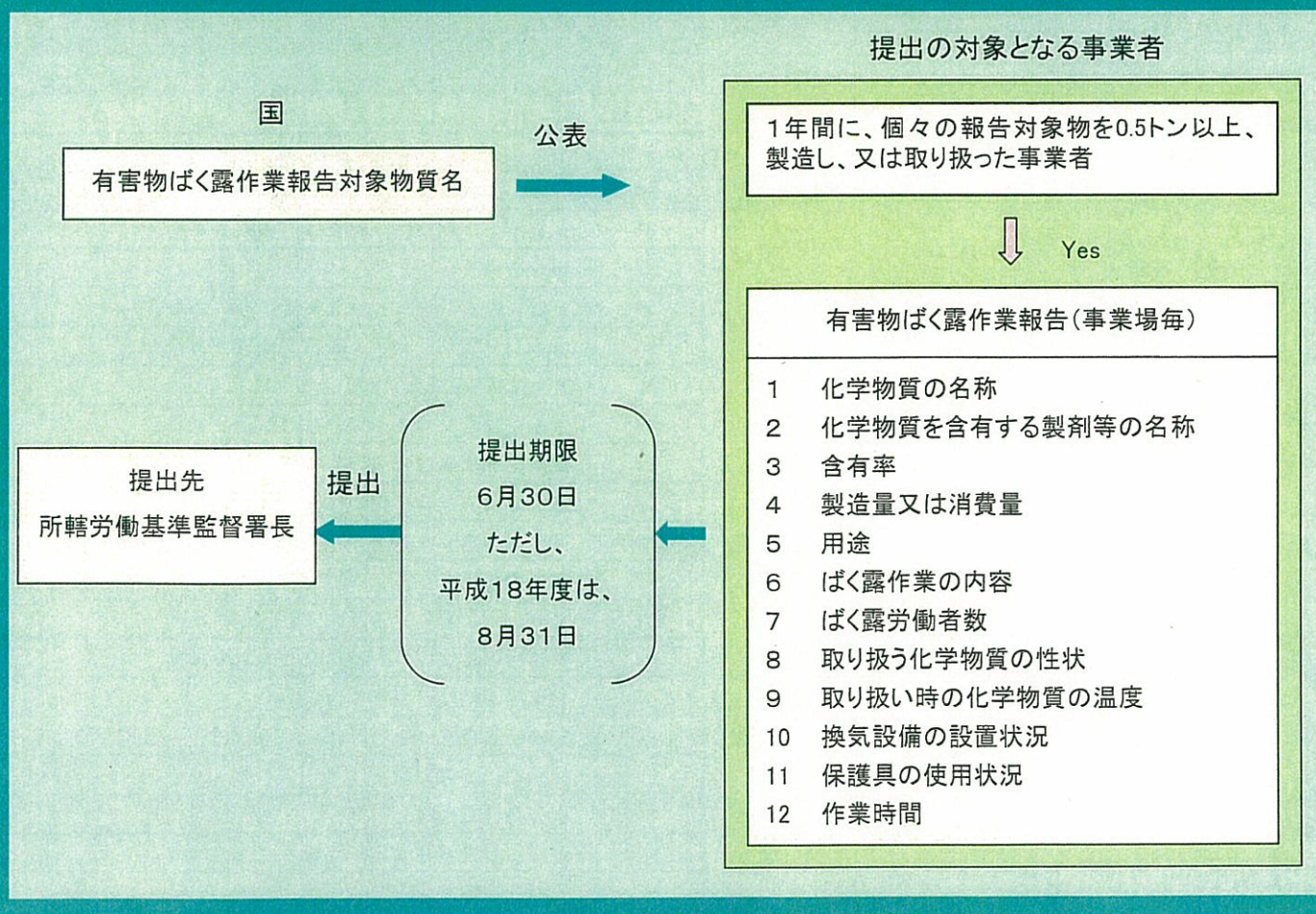
政令番号:労働安全衛生法施行令別表第9の番号をいう。

〇〇ppm:ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV(ばく露限界)のことである。

IARC,1:人に対して発がん性がある。

IARC,2A:人に対しておそらく発がん性がある。

有害物ばく露作業報告の仕組み



8	2	0	0	1
---	---	---	---	---

厚生労働大臣が、告示した化学物質の名称
(ばく露作業報告対象物)と安衛法施行令
別表第9の番号を記入すること。(備考5)

ページ 1 / 巻ページ 1

平成の場合は7を記入すること。

労働保険番号	000000000000000000										事業場の名称	厚労(株)本社工場													
	府県		所管		管轄		基礎番号		支番号		被一括収受番号		事業場の所在地	郵便番号 (000-0000) 00県00市00町0-0 電話 000 (000) 000											
事業の種類	000					労働者数					00 人														

ばく露作業報告対象物の名称	名称	0000	コード	000	対象年度	(7:平成 →元 年)
---------------	----	------	-----	-----	------	-------------------

	ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用途	製剤等の製造量又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露作業の種類	ばく露作業従事労働者数	ばく露作業の発生状況(右に括弧で記入する)	ばく露作業の発生場所	ばく露作業の発生時間	ばく露作業の発生回数	保護具の使用状況(右に括弧で記入する)
1	塗料A	07	24.0t	25%	6.0t	46	8人	12	3	1	3	23
2	シンナーA	04	12.0t	25%	3.0t	46	8人	12	3	1	3	23
3	シンナーA	04	8.0t	25%	2.0t	41	4人	1	3	1	4	5
4	接着剤B	10	10.0t	10%	1.0t	39	5人	23	3	1	4	245
5			t	%								
6			t	%								

別表2の該当コードを選択して記入すること。スプレーガンによる塗装は46（吹き付け作業）、洗浄は41となる。（備考11）

複数の設備が設置されている場合、該当コードが小さい順に2桁ずつ記入すること。（備考13）

0.5t以上のものが対象。
（製造量・消費量）×含有率で計算すること。
小数点以下2桁を四捨五入すること。（備考10）

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露の可能性のある作業員も加えた人数を記入すること。（備考12）

別表1より該当コードを
記入すること。(備考7)

前年度（17年度）1年間の消費量または製造量を記入すること。また、同一生産工程でサンプリング等2以上の作業が行われる場合の製造量等は、該当工程の製造量を記入すること。（備考8）

00 年 0 月 0 日

事業者職氏名 代表取締役 安衛太郎

00 労働基準監督署長殿

化学物質安全衛生データシート
(MSDS)の含有率表示が20~30%
の場合、 $(20+30)/2=25$ の計算
結果を記入すること。(備考9)

複数の設備が設置されている場合、
該当コードが小さい順に2種類まで
記入すること。(備考13)

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露
の可能性のある作業者も加えた人数を記
入すること。(備考12)

受付印

複数の保護具を使用している場合、
該当コードが小さい順に4種類まで
記入すること。(備考17)

ペースト状の接着剤も液体に
該当すること。(備考14)

1年間の月平均従事時間を記載すること。
複数の作業者の労働時間が異なる場合
は、これを平均した値に対応するコード
番号を記載すること。（備考16）

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	掻き落とし、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰め作業
36	消毒、滅菌又は燻(く)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鑄造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

1. □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、活したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。

2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。

3. 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。

4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

5 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行うばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生法施行令別表第9の番号を記入すること。

6 「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物を重量の1パーセントを超えて含有する製剤等の名称を記入すること。

7 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。

8 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、前年度1年間の当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。

「含有率」の欄は、はく露作業者報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。

10 「ばく製作業報告対象物の量」の欄は、「製菓等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。

11 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製薬等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。

12 「ばく業作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること

13 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。（1. 局所排気装置の設置 2. プッシュプル型排気装置の設置 3. 全体換気装置の設置 4. その他）

14 「ばく露作業報告書対象物の性状」欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1) 固体(結晶又は非晶状の固体、粉末、液体(緩粉又は液状混合物を含む。))、気体(

15. 「はく」動作継続時対象物の温度」の欄は、取り扱ひ時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1) 摂氏50度未満 2. 摂氏50度以上100度未満 3. 摂氏100度以上

16 「よく露作業者への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた年々々々当りの1月間の平均の時間数について、次に掲げる月のうち該当する月の数を記入すること。(1) 20時間以上/月 2 21～50時間/月 3 51～100時間/月 4 101時間以上/月

17 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。（1 防じんマスク 2 防塵マスク 3 保護衣 4 保護眼鏡 5 保護手袋 6 使用していない 7 その他）

18 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

労働安全衛生規則(抜粋)

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。

- 一 エピクロロヒドリン
- 二 塩化ベンジル
- 三 一・三・ブタジエン
- 四 ホルムアルデヒド
- 五 硫酸ジエチル

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量(前条各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばくろ作業報告書(様式第21号の7)は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。